福島県告示第百八十号

福

島

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 ○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○地籍調査の成果について認証した件

報

○道路の区域を変更する件六件

○道路の供用を開始する件五件

県

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件九件

○福島県指定天然記念物として追加指定する件 ○福島県指定重要文化財として追加指定する件 ○福島県指定重要文化財として指定する件

福島県教育委員会

### 告 示

政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。 規定する添付書類を令和二年三月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 大規

令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名 ツルハドラッグ田村大越店(福島県田村市大越町下大越字中田一四六番二ほか 大規模小売店舗の名称及び所在地

> 1 称及び住所並びに代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

名称 JA三井リース建物株式会社 住所 東京都中央区銀座八丁目一三番一号 代表者の氏名 代表取締役 工藤 真樹

2 名称 株式会社 ツルハ 大規模小売店舗において小売業を行う者

三 大規模小売店舗の新設をする日 住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目

代表者の氏名 代表取締役

鶴羽

一番二一号

令和二年十一月十日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 千二百二十三平方メートル

Ŧi.

駐車場の位置及び収容台数 位置 別紙図面のとおり

2

駐輪場の位置及び収容台数

収容台数 五十四台

五五 五 五 五 五 五 五

収容台数 十五台 位置 別紙図面のとおり

**モモモ** 

荷さばき施設の位置及び面 位置 面積 四十平方メートル 別紙図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 容量 七立方メートル 別紙図面のとおり

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時

開店時刻 午前〇時 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前〇時三十分まで 閉店時刻

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 三か所

3

位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 令和二年三月九日

届出年月日

令和二年三月二十三日

意見なし。

「別紙図面」 は、 省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。 (商業まちづくり課)

# 福島県告示第百八十一号

課に備え置いて縦覧に供する。 三月二十三日から同年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法 福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第

令和二年三月二十三日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内

堀

雅

雄

法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要 COOPベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地一二

 $\equiv$ 意見書の提出なし 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

、商業まちづくり課

# 福島県告示第百八十二号

市の地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 次のとおり認証した。 第十九条第二項の規定により、 会津若松

福島県知事

内 堀 雅

雄

(農村計画課

# 福島県告示第百八十三号

成果の名称

会津若松市湊町大字赤井の一部の地籍図及び地籍簿

会津若松市

調査を行った者の名称

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 計画課及び福島県県南建設事務所で令和 |年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供す

令和一 一年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅

雄

	一 一 般 国 道	路線名	
先まで	上いら   山本字桃木田四番一地   東白川郡棚倉町大字下	区	
田三番一地	田四番 一地	間	
変 更 後	変更前	の変更	
後 	前		前
五二九 五三·八 五	二九 五三·八 五	(メートル)	敷地の幅員
		(x)	延
四 ○ · 五.	四 〇 · 五	(メートル)	長

(道路計画課)

# 福島県告示第百八十四号

計画課及び福島県県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間 ついて道路の区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 一般の縦覧に供す

令和二年三月二十三**日** 

福島県知事 内 堀 雅 雄

	二八九号	路線名	<b>R</b>
先まで 山本字桃木 郡同	山本字桃木東白川郡棚	Þ	ζ
桃木田三番一地郡同 町大字下	木田七番地先棚倉町大字下	F	Ī
変更後	変更前	の変 見 別 後	更更
一 四九 五·三 ○ 5	一 四 五 ・ ○ ○	(メートル)	敷地の幅員
Imt	mı	(メートル)	延
		トル)	長

(道路計画課)

# 福島県告示第百八十五号

課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につ 令和二年三月二十三日

島

令和二年三月二十三日

雅

雄

	上郡山線県道小塙		各 泉 ろ
一で大田四の大田四の一	山字太田五九番双葉郡富岡町大		₹
1四番地先ま町大字上郡	五番一地先[町大字上郡	Ī	1
変更後	変更前		変 更 更
	114	別名	<b>乡前</b>
一 〇 · · · ·	一四 六・○~ 九	(メートル)	敷地の幅員
	1	(x	延
一 三 四 ·	三四・一	(メートル)	長

安達線

林六番一地先から福島市松川町浅川字椚 市松川町浅川字椚

変更前

一 六 六 六 六

 $\vec{\circ}$ 

林三番三地先まで 市松川町浅川京

変更後

· · · 

 $\overline{\bigcirc}$ 

(道路計画課)

路

線 名

区

間

の変変 更 更 別後前

敷地の幅員

延

長

(メートル)

メー

-トル)

(道路計画課)

# 福島県告示第百八十六号

課及び福島県県北建設事務所で令和 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和二年三月二十三日 一年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

	梁川線	出 彩 名	泉
小手内一工	司	Þ	ζ
釆Ⅱ	川町山舟生字川町山舟生字	F	
変更後	変更前	の ਭ 別 後	更更
三二・八八	七・〇~	(メートル)	敷地の幅員
八二	八	(メートル)	延
八二七・四	八二七・四	トル)	長

(道路計画課

# 福島県告示第百八十七号

課及び福島県県北建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

## 福島県告示第百八十八号

課及び福島県県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	停 車 場 道 近 津	出 彩 名	泉
先まで	上から 山本字桃木 東白川郡棚	₽	₹
田三番一地町大字下	木田一七番地棚倉町大字下	Ę	1
変更後	変更前	の変	更 更 更
後 	前	別仓	
一七 二·八 八	七・八~	(メートル)	敷地の幅員
		(X	延
八 三 五	八 三 五	(メートル)	長

(道路計画課)

# 福島県告示第百八十九号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建 設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般国道一一八号
道 一 線 一 - #
号
名
田同田東供
番番川用
地同地棚開
ま町大明一大学
$\Gamma$ $\Gamma$ $\Gamma$ $\Gamma$
本本口区
桃 桃 木 木 間
令 供 和 <sub>田</sub>
-   /11
年   開
年三月二三日
=   o
三   期

(道路計画課)

### 福島県告示第百九十号

**は正常・|** 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

般	路
国道二八九号	線
亏	名
田同田東	供
番 番川 一郡地郡	用
地 同 先 棚 先 か 倉	開
まで 町大字下	始
于 山 山	Ø
山本字桃木	区
桃 桃 木 木	間
令 和	供
	用
车	開
年三月  三	始
=	の
三目	期
	日

(道路計画課

囯

# 福島県告示第百九十一号

設事務所で令和二年三月二十三日から二週間 一般の縦覧に供する。

**令和二年三月二十三日** 

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般	路
国道二九四号	線
7	名
同白河	供
市市自	用
坂坂鷹鷹	開
巣八-	始
○ 九 番 番 一 地	の
地先先か	区
まらで	間
令	供
和一	用
车	開
三月	始
	の
一一日	期
	日

## 福島県告示第百九十二号

(道路計画課)

設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。 次の道路

令和二年三月二十三日

福島県知事

内

堀

雅

雄

	県道郡山大越線	路線
	,,,,	名
先 同 地	田田	供
で雨か	市船	用
引町	引町	開
芦沢字	芦沢字	始
子 砂 田	子朴橋	の
七三	九 五	区
番地	番二	間
	令和	供
		用
	车	開
	年三月二三	始
	=	の
	三日	期
		日

(道路計画課)

# 福島県告示第百九十三号

**令和二手三手二十三日から二週間一般の縦覧に供する。設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建** 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

令和二年三月二十三日

県一道近	路
津停車場	線
線	名
東台	供
東白川郡	用
棚倉	開
町 大字	始
下	の
山本字	区
桃木	間
令和一	供
型	用
年	開
三 月	始
_	の
三日	期
	日

福島県知事

内

堀

雅

雄

山本字桃木

田同田

七番地先から 郡同 町大字下

一番一地先まで

(道路計画課)

# 福島県告示第百九十四号

令和二年三月二十三**日** 

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一 項の規定により、 都市計画事

福島県知事 内 堀 雅

雄

福島県知事 内 堀 雅 雄		令和二年三月二十三日	令和二年]	155	
島県収入証紙の売りさばき人として令和二年一月三十日次のとおり指定した。福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、島県告示第百九十六号	して令和二年一年福島県条例は	私の売りさばき人とL配紙条例(昭和三十九日九十六号	福島県収入証紙の売りさ福島県告示第百九十六号	令和	
(出納総務課)				2年3	
二七八番地		1		3 月:	
西白河郡矢吹町中町	Ī	町二七八番地町三七八番地	不以名本三语	23日	
地	ij		<b>有艮会土阜</b>	月	
Πì				曜日	
東白川郡棚倉町大字		五番地		1	
薬店		口字豊郷	銃砲火薬店		
有限会社鈴木銃砲火	同	東白川郡棚倉町大	有限会社鈴木	福	
三二七番地				i i	
二本松市若宮一丁日		目三二七番地			
ウロコヨ本店	同	二本松市若宮一丁	橋本 優	島	
号				i j	
福島市五月町二番四		四号	商店		
合資会社出岡商店	同	福島市五月町二番	合資会社出岡	県	
四九番地				Ļ	
	令和七年三月三一日まで	町四九番地	屋		
一日から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	令和二年四月	伊達郡桑折町字上	有限会社田村	幹	
及び所在地				3	
間 売りさばき所の名称	指定の有効期間	住所	氏名又は名称		
福島県知事 内 堀 雅 雄					
		令和二年三月二十三日	令和二年:		
島県収入証紙の売りさばき人として令和二年一月二十七日次のとおり指定した。	して令和二年一	概の売りさばき人と.	福島県収入証紙		
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、	年福島県条例	既系例(昭和三十九	福島県収入証		
		九十五号	福島県告示第百九十五号	第9(	
(まちづくり推進課)				)号	

五四三 都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 株式会社アドマック 事業地 事業認可の年月日 平成二十九年九月十二日 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から令和三年三月三十一日まで いわき都市計画一団地の住宅施設事業 常磐上矢田町一団地の住宅施設 変更なし 旦三二七番地 **叫四九番地 詩** 7二十三日 の売りさばき人として令和二年一月二十七日次のとおり指定した。 **僧島市五月町二番** げ達郡桑折町字上 《条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 一本松市若宮 1 同 同 令和二年四月一日から 指定の有効期間 令和七年三月三一 日まで

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

合資会社平銃 目八番地 いわき市平字一町 令和二年四月一日から 令和七年三月三一日まで

砲火薬店

合資会社平銃砲火薬

及び所在地

売りさばき所の名称

いわき市平字一町目

八番地 吉并行政書士事務所

吉井

洋意

宮下一番地の七一

いわき市平中山字

同

有限会社大泉商店 いわき市平字五町目 一〇番地

野字本町五三番地 いわき市遠野町上遠

福島県告示第百九十七号

福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月五日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所 商店 有限会社大泉

地

遠野字本町五三番 いわき市遠野町上

同

指定の有効期間

二本松市本町 1 令和二年四月一日から

古山

光二

令和七年三月三一日まで

目二〇九番地

株式会社大民 二本松市針道字町 一一六番地 同

福島県猟友会 町一丁目一番地 伊達市梁川町字大

同

部長 梁川支部 支 城間

> 福島県知事 売りさばき所の名称 内堀 雅

雄

古山銃砲火薬店 及び所在地

二〇九番地

二本松市本町一丁目

EOS東和給油所) 株式会社大民(EN

二本松市針道字町一 六番地

福島県猟友会梁川支

部事務局 伊達市梁川町字大町 丁目一番地

(出納総務課)

福島県告示第百九十八号

福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和2年	三3月23日 月曜日	福	島	県	報	第90号	156
氏 福 福	がスクールン	自動車学校	福内浩明	八氏名又は名称	福福	関根順	<del></del>
<b>二百号</b> 二月二十三日 証紙条例(昭和三十- 配紙条例(昭和三十-	沢町三八二番地岩瀬郡鏡石町蒲之	七七番地須賀川市北山寺町	<b>目四番一二号</b> 郡山市清水台一丁	住所	三月二十三日 紙の売りさばき人と 配紙条例(昭和三十- 日九十九号	番地田町通四丁目九一番地の一生活	わ 所 き 市
名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばき所の 高島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定に 高県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定に 高県告示第二百号	同	同	令和七年三月三一日まで, 令和二年四月一日から	指定の有効期間福島県知	令和二年三月二十三日  高県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十二日次のとおり指定した。  高県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  島県告示第百九十九号	令和七年三月三一	令 指
売りさばき所の名称の事 内 堀 雅 雄なおり指定した。	(出納総務課) (出納総務課) (出納総務課) (出納総務課)	<b>賃賃―5七コテ丁ニ学校</b> 学校 本式会社南部自動車 四番一二号	郡山市清水台一丁目福内合名会社	事 支売 がり内	とおり指定した。 条第一項の規定により、	務 一町 銃 字ク・課 一窪 砲 古し	株式会社タイヘイド 及び所在地 売りさばき所の名称
福島県収入証紙の売りさばき福島県収入証紙条例(昭和福島県本示第二百二号	有的会社会才 君山市紹河町 福島県猟友会 田村市船引町 田村支部 支 次郎一一九番 田村市船引町 田村支部 支 次郎一一九番	邓 二郡 山 二山 吉 番市		令和二年三月二十三日 福島県収入証紙の売りさげ	福島県告示第二百一号	生 佐藤 で藤 で 山崎字型 本宮市本 一二九番	福島県鼡友会(宮一〇二番地  一般社団法人(福島市渡利字

福島市渡利字七社 宮一〇二番地の一 令和七年三月三一日まで 令和二年四月一日から

猟友会

及び所在地

一般社団法人福島県

福島市渡利字七社宮

山崎字北口六番地伊達郡国見町大字

同

本宮市本宮字大森

同

福島日興自動車株式

谷字東脇一五番地

三九番地一

(出納総務課)

本宮市仁井田字桝形

伊達郡国見町大字内

福島県猟友会桑折支

一〇二番地の一

### 二百一号

|紙の売りさばき人として令和二年二月十九日次のとおり指定した。 |証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

及び所在地

住所 指定の有効期間

郡山市本町二丁目 令和二年四月一日から 令和七年三月三一日まで

二二番一二号

一号 郡山市細沼町九番 同

次郎一一九番地一 田村市船引町字源 同

> 福島県知事 売りさばき所の名称 内堀雅 雄

有限会社大竹銃砲店

二番一二号 郡山市本町二丁目二

リカーハウスすずき

郡山市細沼町九番一

本田銃砲店

(出納総務課)

沢字河原二八番地の 田村郡三春町大字平

### 二百二号

|紙の売りさばき人として令和二年二月二十日次のとおり指定した。 証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

内 堀 雅 雄

福島県知事

住所

指定の有効期間

会津若松市大町二

丁目七番五号

令和七年三月三一日まで 令和二年四月一日から

福島県告示第二百三号 田中

令和七年三月三一日まで 南相馬地区交通安全 及び所在地 売りさばき所の名称

株式会社菅野寛商店 町一丁目二六二番地 南相馬市原町区高見 (南相馬警察署内)

貞雄 会長

相馬市中村字宇多

同

川町三六番地

通安全協会 南相馬地区交

見町一丁目二六二

南相馬市原町区高

令和二年四月一日

[から

渡邉

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

相馬市小泉字高池四 (高池給油所)

福島県猟友会相馬支 八六番地

相馬市中村字北町

同

六三番地の三

三番地の三 相馬市中村字北町六

(出納総務課

福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年三月六日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 令和二年三月二十三日

福島県知事 売りさばき所の名称 内 堀 雅 雄

有限会社会津銃砲火 及び所在地

喜多方市字三丁目四 カーライフタカハシ 松本屋文房具店 七九一番地

号

点

目七番五号

会津若松市大町二丁

耶麻郡磐梯町大字

同

赤枝字宮在家一九

○番地

喜多方市字三丁目

同

四七九一番地

耶麻郡磐梯町大字赤 枝字宮在家一九〇番

(出納総務課)

# 福島県教育委員会

# 福島県教育委員会告示第一号

より、 福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号) 福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。 第四条第一項の規定に

福島県教育委員会

令和二年三月二十三日

彫刻の部

附 木造十二神 附 木造十二神	名称
躯一一	員数
熊野神社	所有者
字熊野二二五八番地喜多方市慶徳町新宮	所有者の住所
新宮熊野神社字熊野二二五八番地字熊野二二五八番地	所在の場所

(文化財課)

# 福島県教育委員会告示第二号

追加し、同表下欄のように改める。 より、次の表の上欄に掲げる福島県指定重要文化財に、 福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定に 同表中欄に掲げる重要文化財を

令和二年三月二十三日

福島県教育委員会

のイコン トス正教会 白河ハリス 名 上 称 員会告示第一 福島県教育委 昭和五十八年 指定告示 欄 附 行進用十字架 白河ハリストス正 中 欄 会のイコン 白河ハリストス正教 名 行進用十字架 下 称 欄 五〇点 員 点 数

(文化財課)

# 福島県教育委員会告示第三号

出地を追加し、その内容を同表下欄のように改める 定により、次の表の上欄に掲げる福島県指定天然記念物に、 福島県文化財保護条例 に掲げる福島県指定天然記念物に、同表中欄に掲げる代表的産(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十四条第一項の規 同表中欄に掲げる代表的

<b>介利</b>
年
Ę
1
E

福島県教育委員会

(文化財課)